

基準16 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いに関する基準

- 1 規則第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び第19条第6項第5号（第20条第5項及び第21条第5項において準用する場合を含む。）に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」とは、防護対象となる部分が次の(1)から(3)のいずれかに該当するものであること。☆
 - (1) 天井面又は壁面のうち一の長辺を含む二面以上に、次のいずれかに該当する開口部が存するもの
 - ア 常時直接外気に開放されている開口部の面積の合計が、当該床面積の15%以上であるもの
 - イ 防火対象物の1階又は避難階の部分に存し、外気に直接面する開口部で、地上から容易に手動操作又は遠隔操作により同時に開放することができるものの面積の合計が、当該床面積の20%以上であるもの
 - (2) 長辺の一辺について常時外気に開放されており、かつ、他の一辺について当該壁面の面積の50%以上が常時外気に開放されているもの
 - (3) 四辺（構造上必要な柱部分以外の当該場所の全周）の上部0.5m以上の部分が常時外気に開放されているもの
- 2 前項の開口部は、次の各号によること。☆
 - (1) 隣地境界線又は同一敷地内にある他の建築物等の外壁から0.5m以上離れていること。
 - (2) 前項第1号を適用する場合は、開口部面積の合計の50%以上は、天井面部分又は壁面の天井面から下方2m以内の部分（天井の高さが4mを超える場合にあっては、天井の高さの2分の1以上の高さの部分）に設けられたものの面積の合計であること。